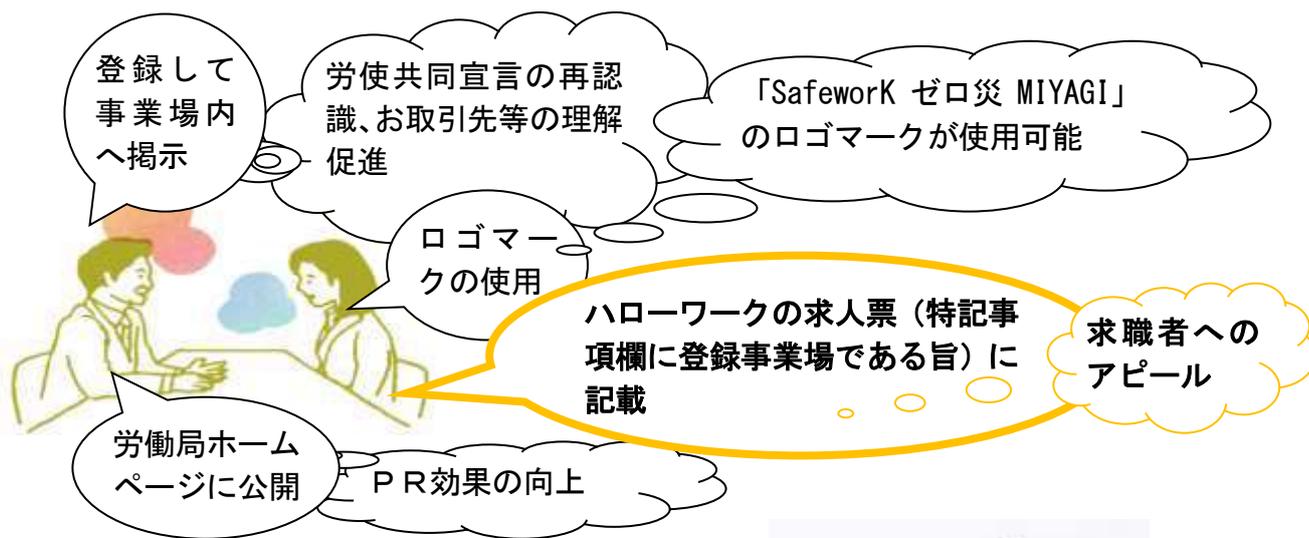


「SafeworkK 向上宣言」登録のご案内



「SafeworkK 向上宣言」は、労働災害を防止し労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を促進するため、事業者と労働者が共同で宣言する取組です。

「SafeworkK 向上宣言」に取り組むことにより、安心・安全・快適な職場づくりへの意識改革及び気運の醸成が向上するほか、全てのステークホルダーが一丸となって健康で安全に働くことができる職場環境の実現が期待できます。

更にハローワークの求人票の特記事項欄に登録事業場である旨記載できるので、求職者にアピールすることができます。

登録をするためには、宮城労働局のホームページ（トップページ）から「SafeworkK 向上宣言」特設ページにアクセスして、所定の様式によりメールでお申込みください。内容審査後、メールにより登録番号を通知して労働局のホームページに公開されます（例：介護業界の場合、介護する側・される側双方に安全で安心な介護を提供するノーリフトケアによる労働災害防止に取り組んでいることを宣言に含めることで、内外へのPRにもつながります）。



宮城労働局ホームページ（「SafeworkK 向上宣言」特設ページ）

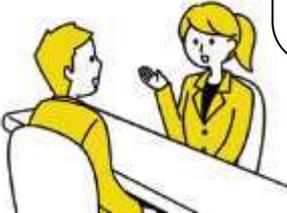
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.ht>

「Safework 向上宣言」の登録に当たっては、お近くの労働基準監督署や次の労働災害防止団体等で登録のための支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

【登録支援を行っている労働災害防止団体等】

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンターの「安全衛生サポート事業」を無料でご利用いただける場合があります。「Safework 向上宣言」登録のご相談や安全衛生に関する困りごとについて、知識・経験豊富な安全衛生の専門家が無料で相談に応じますので、安全衛生サポート事業も併せてご利用ください。



求人を出している事業者から寄せられた声

採用面接の際に応募者に「どうして弊社に応募したの？」と応募の動機を尋ねたところ・・・

「Safework 向上宣言に取り組んでいる会社だから、労働者の安全と健康を考えてくれる会社と思って応募しました！」と答えられ、人材確保につながる Safework 向上宣言に登録していて良かった。



仕事を求めている求職者等から寄せられた声

求人票を見て応募しようとしている求職者の親御さんから「Safework 向上宣言に取り組んでいる事業場はどのような事業場ですか？ 良い会社ですか？」と労働基準監督署に問い合わせがあり・・・

「災害防止や健康の保持増進について、労使が協力して取り組んでいる事業場ですよ！」と説明したところ、求職者が応募する動機となった。

「SafeworK向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「SafeworK向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索 



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

「SafeworK 向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

- 1 事業場内の見やすい場所へ掲示等
事業場内に掲示等による宣言内容の労使共同の再認識、取引先等の理解促進。
- 2 ロゴマークの使用
企業内外において「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」のロゴマークが使用可能。
- 3 宮城労働局等のホームページ上に公開
インターネット上で公開することによるPR効果。
- 4 ハローワーク求人票等に、「SafeworK 向上宣言」事業場である旨を記載
求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。



「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」ロゴマーク

腰痛予防対策実施事例

A社の場合 ノーリフトケアを導入

- ・腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- ・モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ・ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- ・介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- ・福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げなくなった。



B社の場合 ノーリフトケアのリーダーを養成

- ・医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、排せつ介助、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- ・介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- ・マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用して安全に行おうという意識に変わった。
- ・ノーリフトに取り組んでいることを把握している求職者からの応募があった。

C社の場合 腰痛予防体操を導入

- ・業務の合間に取り入れることができる簡単なストレッチとして、「腰痛予防体操」を導入した。
- ・さまざまな場面・場所で実践できるように、ポスターを作成して院内のエレベーター前や出入口扉といった立ち止まれるところに貼り、動画を流した。



※令和4年度厚生労働省委託事業腰痛を防ぐ職場の事例集より抜粋
詳しくは→



もっと詳しく!

「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。

転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」



腰痛予防指針

検索

保健衛生業 腰痛予防

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

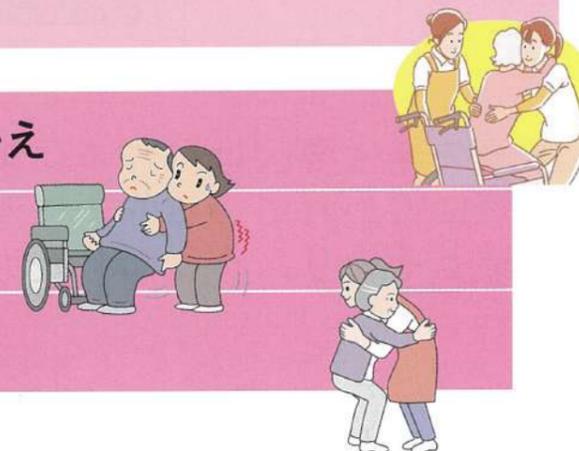
腰痛予防していますか?

こんな作業していませんか?

前屈や中腰姿勢の抱きかかえ

体格の大きな方の移乗

床からの持ち上げ



腰痛の発生要因には、

動作要因

環境要因

個人的要因

心理・社会的要因

等様々なものがあります。

動作要因、環境要因は

作業管理、作業環境管理で防ぐことができます。

腰痛災害は職場復帰までに長い時間がかかるため、労働者の協力のもと、事業者が主体的に日頃の予防対策を実施しましょう。

職場における腰痛災害発生状況

保健衛生業における業務上の腰痛災害発生件数（休業4日以上）

腰痛災害発生件数（平成26年～令和5年）



腰痛を防ぐためには



腰痛の発生要因は、作業によって多種多様であり、実際に行われている作業に潜むリスクを洗い出し、作業とそのリスクに即した取り組みを行う必要がある。



リスクアセスメント（※）や労働安全衛生マネジメントシステムの導入が有効

※リスクアセスメントとは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を洗い出し、それにより起こる労働災害リスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法である。

リスクアセスメントを導入するためには

STEP 1	腰痛の発生に関与する要因の洗い出し 抱上げ作業はありますか？ 不自然、不安定な姿勢での作業はありますか？ 腰痛を感じながら仕事をしていますか？
STEP 2	リスクの評価（見積り） 「高い」「中程度」「低い」で見積もる 同一姿勢が10分以上続く作業がある → 「高い」 同一姿勢が数分程度続く作業がある → 「中程度」 同一姿勢が続くような作業はほとんどない → 「低い」
STEP 3	リスクの回避・低減措置の検討及び実施 ・同一姿勢が連続しないよう、できるだけ他の作業と組み合わせる ・小休止・休憩をとる
STEP 4	優先度に対応したリスク低減措置の実施 STEP 2のリスクの「高い」作業を中心に「STEP 3」で検討した回避・低減策を実施 次ページのチェックリストも活用してください

〈チェックリスト記入例〉

STEP2 介助作業	具体的な作業内容	STEP3 リスクの見守り				
		作業姿勢	重量負荷	頻度/ 作業時間	作業環境	リスク
□着衣時の 移乗作業	ベッド⇔車椅子	a.不良	a. 大	a.頻繁	a.問題あり	高
	ベッド⇔ポータブルトイレ 車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子	b.やや不良	b. 中	b.時々	b.やや問題	中
	などの移乗介助	c.良	c. 小	c.ほぼなし	c.問題なし	小

腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

評価したリスクの大きさや緊急性を考慮し、リスクの回避・低減の優先度を判断して、腰痛の発生要因に的確に対処するための次のような対策を検討・実施する。

＜作業管理＞

- 対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得る
対象者が看護・介護者の手や手すりをつかむ、身体を近づけてくれるなど、可能な範囲で協力してくれることにより、看護・介護者の負担は軽減される。
- 福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること
スライディングシート、スライディングボード、リフト、スタンディングマシーン等を対象者の状態に合わせて活用する。
作業姿勢・動作の見直し
- 抱上げ
原則として、人力による人の抱上げは行わず、介助が必要な場合にはリフトやスライディングボードなどを使用し、対象者に適した方法で移乗・移動介助を行う。
- 不自然な姿勢
不自然な姿勢による腰への負担を回避・改善するため、改善方法をとる。
- 作業の実施体制
看護・介護者の数は適正に配置し、負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮する。
- 作業標準の策定
作業負担が小さく効率良く作業するための作業手順等をまとめた作業標準を作成する。
- 休憩、作業の組合せ
適宜、休憩時間を設け、その時間にはストレッチや安楽な姿勢が取れるようにする。
また、作業時間中にも、小休止・休憩が取れるようにする。

＜作業環境管理＞

- 寒さや看護・介護者の体が濡れた場合の冷え等が腰痛の発生リスクを高めるため、作業に適した温湿度に調節する。また、作業場所等の形状が明瞭にわかるように、適切な照度を保つ。
- 通路及び各部屋には車いすやストレッチャー等の移動の障害となるような段差等を設けない。
また、それらの移動を妨げないように、機器や設備の配置を考える。
- 部屋や通路は、介助動作に支障がないように十分な広さを確保する。また、介助に必要な福祉用具は、出し入れしやすく使用しやすい場所に収納する。
- 疲労からの回復を図れるよう、快適な休憩室や仮眠室を設ける。
- 対象者の家庭が職場となる訪問看護・介護では、腰痛予防の対応策への理解を得られるよう、事業者が家族等に説明する。

＜健康管理と労働衛生教育＞

- 健康診断
 - 看護・介護者全員に対し、配置時及び定期的（6か月以内に1回）に腰痛の健康診断を行う。
 - 医師の意見を聴き、作業者の腰痛の状況・程度に応じて、作業体制・方法の改善、作業時間の短縮などを検討する。特に長時間労働や夜勤に従事し、腰部に著しく負担を感じている者には、勤務形態の見直しなど就労上の措置を検討する。
- 腰痛予防体操
筋疲労回復、柔軟性向上を目的として、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行う。
- 腰痛予防のための教育・訓練
看護・介護者に対して、腰痛の発生要因と回避・低減措置（腰部への負担の少ない看護・介護技術、福祉用具の使用方法等）について定期的に教育・訓練を行う。
- 協働体制
腰痛を有する看護・介護者及び腰痛による休業から職場復帰する者に対して、組織的に支援する。

- ① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。
- ② 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう
※指針に「介護・看護作業等におけるアクション・チェックリスト（例）」がありますので、活用してください。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

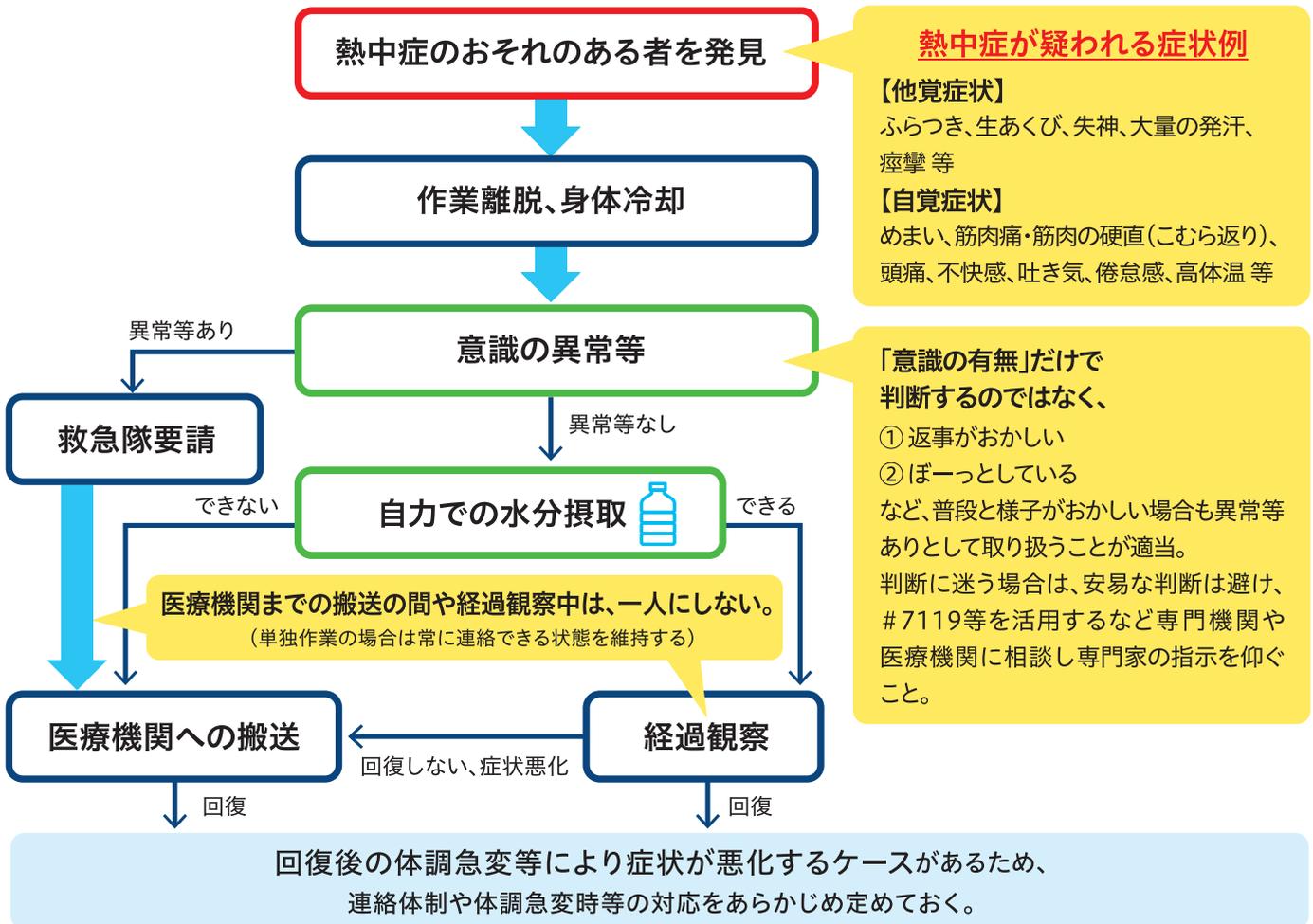
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

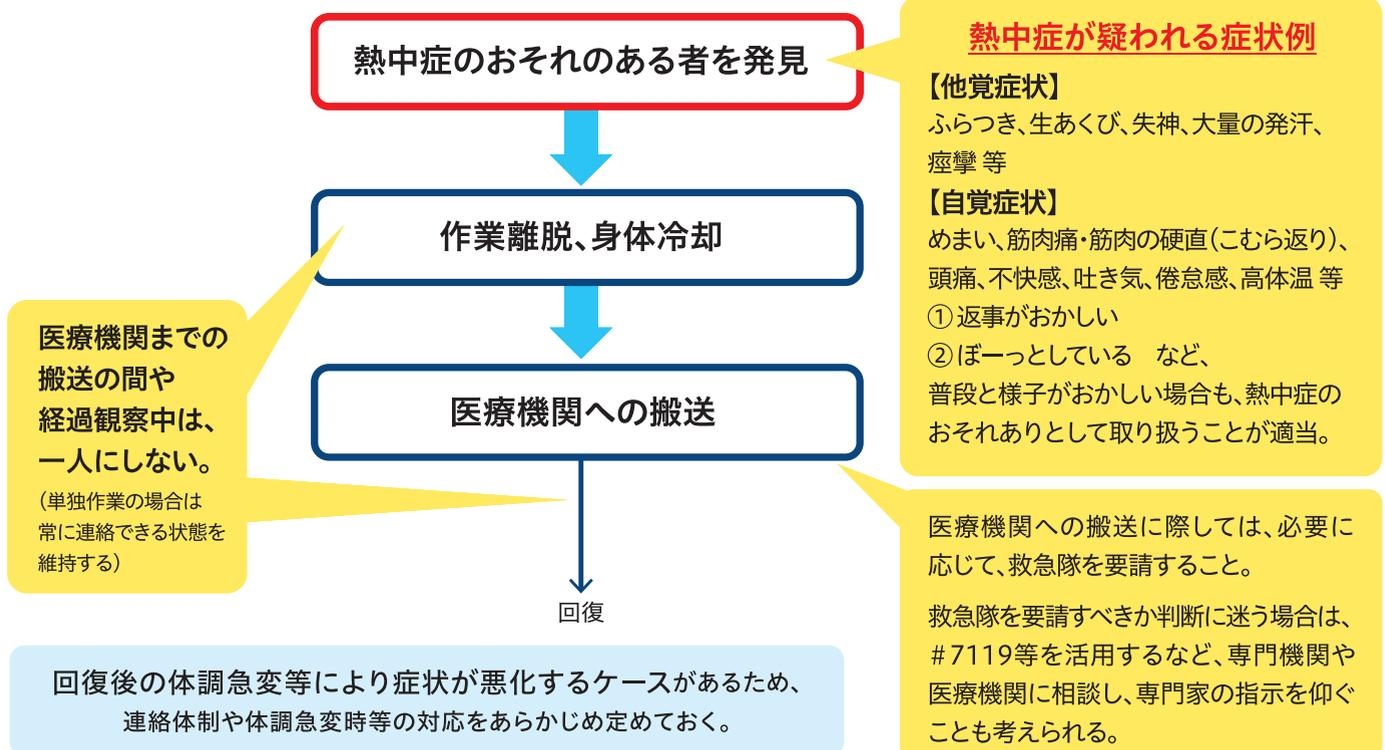
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





Miyagi Prefectural Government

サービス管理責任者等に係る研修について

1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6カ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	実践研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
- https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	特区は令和3年3月31日廃止		
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者*	有資格者※3	それ以外の者
<p>障害児者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>【告示一イ(1)(一)】</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		5年以上	8年以上	
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>【告示一イ(1)(二)】</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
 ※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。
 ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 2) 保育士
 3) 児童指導員任用資格者
 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援
管理責任者として従事できません。**

(例外1)

令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から3年以内に限ります。）

(例外2)

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

(例外3)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等を配置する場合は、事前に指定権者へ相談すること】

※後ほど「4 制度改正」で御説明

3 宮城県における研修実施主体

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）
基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

(2) 指定研修事業者による研修

①株式会社中川（東北福祉カレッジ）

基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

②株式会社学研ココファン

基礎研修を実施

※開催スケジュールは、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

4 制度改正

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

(1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

(2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件

実務経験B

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験A(OJT)（相談支援業務又は直接支援業務）
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験A(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上)【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理責任者等として配置可
(5年毎に要更新)

② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由** (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者 **要件③**

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）を満たす必要あり

相談支援専門員に係る研修について

令和7年6月20日（木） 宮城県保健福祉部障害福祉課

○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

現任研修について

【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

【参考】受講時期（令和7年度に初任者研修を修了した場合）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

(案)

令和7年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

<p>○宮城県内の対象施設にて、令和3年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。</p> <p>※無資格者とは、介護職員初任者研修にあっては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあっては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。</p> <p>○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。</p> <p>○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)</p>	
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等(詳しくは別表1を参照)</p> <p>○市町村長が登録する基準該当事業所</p> <p>○介護保険事業所(詳しくは別表1を参照)</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。</p> <p>○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで</p> <p>※令和8年3月31日までに研修を修了しなければならない。</p>

3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額77千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額66千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
同行援護従業者養成研修(一般課程)	受講料	定額(上限額37千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額36千円/人)	

(案)

同行援護従業者養成研修（応用課程）	受講料	定額（上限額 3 7 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 7 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
喀痰吸引等研修（3号研修）	受講料	定額（上限額 6 8 千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 1 千円/人）	

4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和7年7月1日から令和7年10月31日まで	50名程度
第2期	令和7年11月4日から令和8年2月27日まで	50名程度

5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。

（介護職員初任者研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

（居宅介護従業者養成研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

(案)

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（税込、テキスト代含む）、日程が分かる書類
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付） <input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	口座振替依頼書（任意様式）の提出

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2538

FAX : 022-211-2597

MAIL : syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

(案)

別表 1

施設等の種類
<ul style="list-style-type: none">○障害福祉サービス事業所等<ul style="list-style-type: none">居宅介護事業所重度訪問介護事業所行動援護事業所同行援護事業所重度障害者包括支援事業所療養介護事業所生活介護事業所短期入所事業所相談支援事業所自立訓練（機能訓練）事業所自立訓練（生活訓練）事業所就労移行支援事業所就労継続支援 A 型事業所就労継続支援 B 型事業所就労定着支援事業所自立生活援助事業所共同生活援助（グループホーム）事業所障害者支援施設児童発達支援事業所放課後等デイサービス事業所居宅訪問型児童発達支援事業所保育所等訪問支援事業所障害児入所施設（基準該当事業所を含む）○介護保険事業所<ul style="list-style-type: none">介護療養型医療施設介護老人福祉施設介護老人保健施設小規模多機能型居宅介護短期入所生活介護短期入所療養介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護地域密着型通所介護通所介護定期巡回・随時対応型訪問介護看護特定施設入居者生活介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型通所介護看護小規模多機能型居宅介護訪問介護訪問入浴介護夜間対応型訪問介護

医療的ケア児等の相談先

宮城県医療的ケア児等相談支援センター

医療的ケア児等の相談に総合的に対応

【医療的ケア児等】

日常生活において、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアが不可欠な方

概要

●名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）

●所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12（電話：022-346-7835）

●開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み

●開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30

●スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名

（相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者含む）



業務内容

① 総合的・専門的な相談支援

医療的ケア児や家族、関係機関等からの相談に対応

② 情報の発信及び研修

県民等へ関連制度やその窓口等の発信、支援者等対象の研修開催

③ 関係機関との連絡調整

協議の場等への参画、地域の支援体制強化のための連携

④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

運営

●実施主体：宮城県

●運営：
（一社）宮城・仙台障害者
相談支援従事者協会
（県委託事業）

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーター

地域において、医療的ケア児等支援を総合調整する方

医療的ケア児等コーディネーターへ相談してみませんか？

医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケア児等に関する専門的な知識を持ち、お子さま・ご家族、関係機関の方々とともに、お子さまの健やかな成長、日常生活において必要な支援を総合的に考え、調整する役割を担う者です。

退院後の準備、おうちでの医療的ケア、保育所や療育施設のこと、地域で活用できるサービスなど、何でも結構です。お気軽にご相談ください。

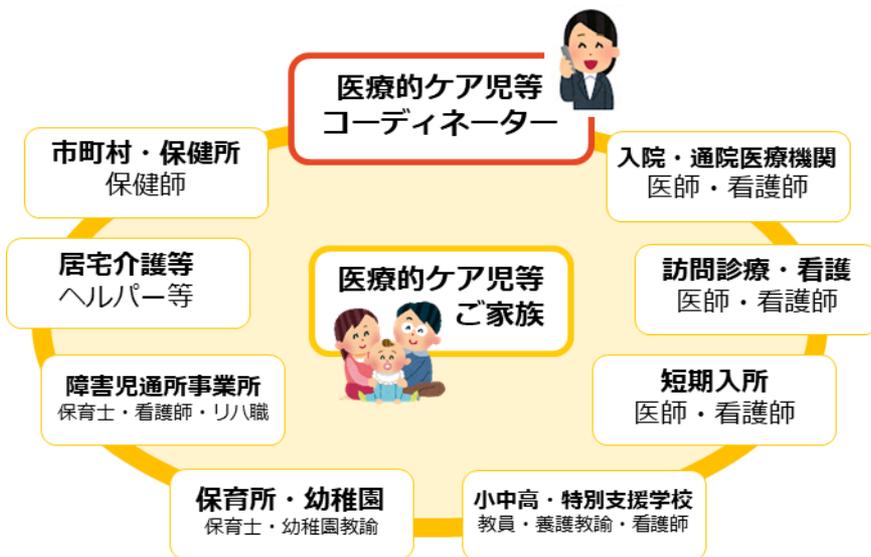


医療的ケア児等コーディネーターがいる相談支援事業所（仙台市を除く）

（令和6年3月1日現在）

所在市町村	事業所名	電話番号
白石市	相談支援センター ナナイロプラン	0224-26-9112
大河原町	県南生活サポートセンターアサンテ	0224-51-5361
村田町	相談支援センターふくのね	0224-82-2340
柴田町	相談事業所かすみ草	0224-55-3365
塩釜市	障がい者福祉相談支援センター「しおも」	022-361-0380
多賀城市	多賀城市児童発達支援センター太陽の家	022-365-2861
利府町	地域拠点センターふきのとう	022-352-1501
名取市	なとり生活支援センター窓	022-382-9855
	サポートケア名取ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	022-796-6231
	MOU CO RITA名取	022-748-5785
岩沼市	南東北相談支援センター	0223-22-1166
亘理町	サポートケア亘理ありのまま基幹相談支援センター	0223-23-0775
大和町	地域支援センターばれつとよしおか	022-344-3596
大郷町	るーぶ大郷	022-359-3563
大衡村	るーぶ大衡	022-347-4298
大崎市	大崎地域相談支援センターさてら	0229-21-8832
美里町	るーぶ美里	0229-33-2511
栗原市	相談支援ころんがす	0228-52-3556
	シェアワークスくりはら相談支援事業所	0228-21-5855
登米市	児童サポートセンター「バンビ」	0220-34-7351
	患学会地域生活支援センター	※R6.11.11.電話番号更新 0220-21-1011
	相談支援サービスあゆみ	0220-23-7525
石巻市	相談支援事業所ヘキサ	080-4464-5335
東松島市	ひまわりデイサービスセンター	0225-84-2518

*「要医療児者支援体制加算（医療的ケア児等コーディネーター研修修了者等の専門的な知識及び技術を持つ相談支援専門員を配置し、その旨公表している）」を算定している事業所を掲載しています。上記以外にも、医療的ケア児等コーディネーター研修修了者が従事している事業所があります。



県HP上へ、

医療的ケア児等コーディネーター配置事業所

（要医療児者支援体制加算算定事業所）

を掲載しております。

身近な相談先としてご活用ください。

宮城県 医療的ケア児等コーディネーター



令和7年6月

介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について (社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校

※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

今回の法改正で実施可能となった医行為の範囲

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

喀痰吸引その他の身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）

【法：第2条第2項】

法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

【省令：第1条】

【施行通知：第2-1（喀痰吸引等の範囲）】

○同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽喉の手前までを限度とすること。

○同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、
同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

● 附則第十条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

● 附則第十一条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

● 附則第二十七条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

必要な手続き等の概要

● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

必要な手続き等の概要

① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

③ 事業者の登録

■ 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第27条）

■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

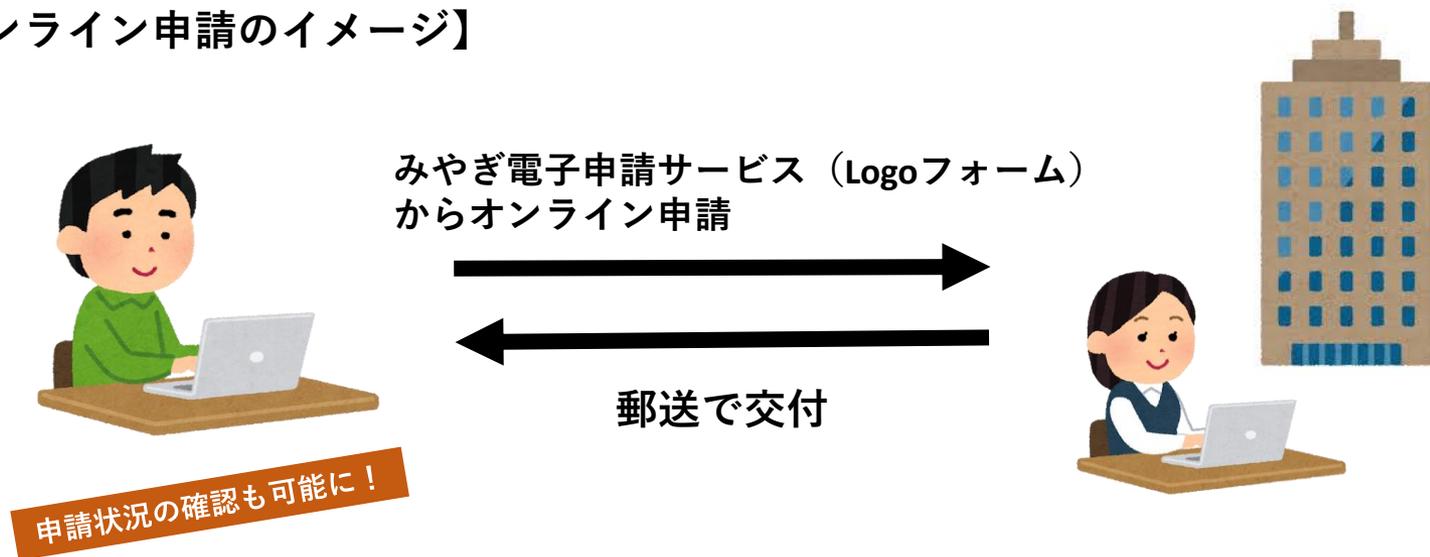
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

オンライン申請の開始に向けて

「手続きのオンライン化を検討しています！」

- ・現在、特定行為実施における申請手続きは書類の郵送により受付をしておりますが、申請者の負担軽減のため手続きのオンライン化に向けて検討を進めております。（開始時期は未定）
- ・詳細については、今後HPや通知にてお知らせする予定です。

【オンライン申請のイメージ】



罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

- 附則第三十一条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十七条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

二 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

- 第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

● 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

● 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

法令遵守・適切な手続きをお願いします

「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者） 自主点検表

記入年月日	年 月 日	登録特定行為事業者等登録番号	0	4																		
		登録特定行為事業者等として登録していない場合は記載不要です。																				
法人名																						
代表者（理事長）名																						
事業所	名称																					
	所在地																					
	連絡先	電話：											FAX：									
	種別	<p>【障害福祉サービス】</p> <input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 短期入所（医療型を除く） <input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム） <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 障害児入所施設（医療型を除く） <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
		<p>【介護保険サービス】</p> <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
記入者（職・氏名）																						

※この自主点検は、主に手続きの不備等が散見される内容を対象としており、認定特定行為業務従事者の登録特定行為事業者の登録に必要な手続きの内容を網羅しているものではありません。
 自主点検以外の内容についても、県のウェブページ等を御確認の上、適切に対応願います。

☆ 記載にあたっての留意事項

- チェック対象 ・本チェックについては、登録を受けている事業所毎に実施するものです。
 ・喀痰吸引等を実施している事業所で、登録特定行為事業者として登録していない事業所については、「4 問合せ先」に直接お問い合わせください。
- チェック項目 ・該当するものにチェック（☑）をしてください。
 ・内容欄の項目について該当のない場合については、該当無をチェックしてください。
- 文章中、「法」とは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）」を、「省令」とは「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）」を指します。
 ※なお、法附則第27条第2項により、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとします。

1 喀痰吸引等（特定行為）の実施の有無

貴事業所において、介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務の実施はありますか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	⇒「2 登録特定行為事業者 自主点検表」についても回答してください。	⇒質問は以上となります。

2 登録特定行為事業者 自主点検表

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無	
(1) 特定行為業務従事者の認定に関すること	<p>①特定行為業務を行う者は、登録研修機関での研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか。</p> <p>※研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。</p> <p>※新たな対象者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、改めて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>②貴事業所の認定特定行為業務従事者は、認定を受けた利用者へ、認定を受けた特定行為のみを実施していますか。</p> <p>※認定証の交付がされていない従事者及び実地研修を修了していない介護福祉士等に対し登録特定行為を行わせた場合は、登録取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業者の登録に関すること	<p>①登録特定行為事業者として登録している特定行為のみ実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><事業所で登録している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><職員が実施している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> </tr> </table>	<p><事業所で登録している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p><職員が実施している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p><事業所で登録している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p><職員が実施している行為></p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>					

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	⑤特定行為の実施ごとに実施結果を記録し、随時看護職員に報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、提出頻度については、利用者ごとに定められていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、緊急時の連絡方法の更新及び見直しを随時行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置等の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 「一部できていない」又は「できでない」項目の対応及び改善について

項目番号	対応及び改善内容	改善時期
(例) (2) (ア)	法人の代表者（代表取締役）が変更されたことについて、変更届を速やかに提出します。	速やかに、○週間以内、○月○日まで 等

4 問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）

宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 022-211-2597

Mail seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp

【参考（喀痰吸引等に関するウェブページ）】

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

（詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。）

令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

令和7年6月時点

施設支援班

1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

提出書類や失格事由については、必ず6月2日付け通知を確認いただき、手続きをお願いします。通知等はホームページで御確認いただけます。

2 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを指標に事業選定を行います。

- 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度の障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）又はグループホーム（日中サービス支援型）を整備するもの
- 新耐震基準施行（S56.6.1）以前に建築された入所施設等について、新耐震基準に適合するための建替又は改修等の整備を行うもの

3 補助対象施設

仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

5 整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること）
 - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

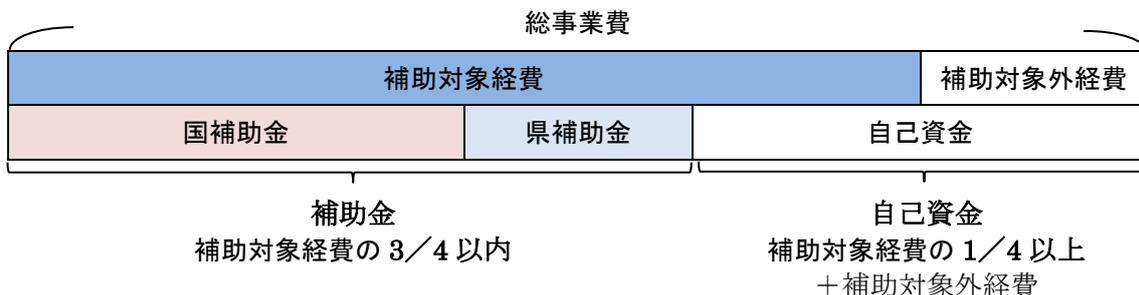
- **創設**（新たに施設を整備すること）
 - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）

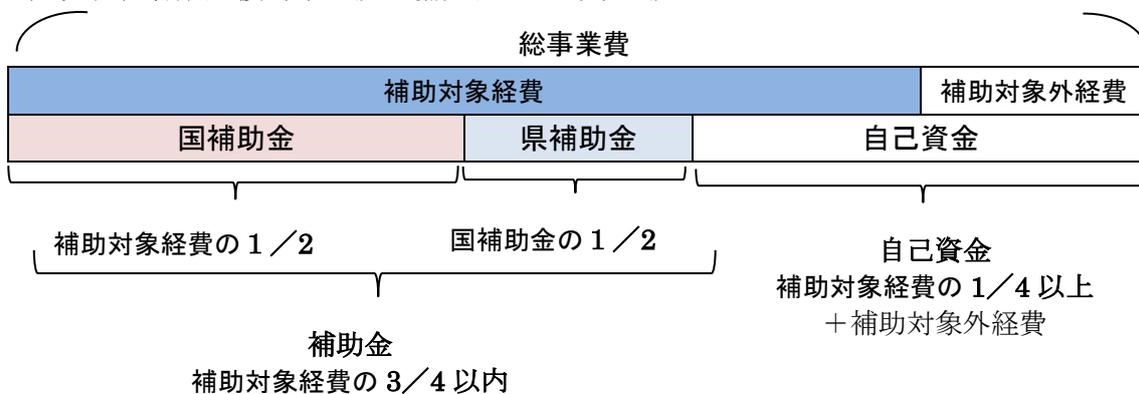
(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

7 令和8年度事業に係るスケジュール（予定）

R 7	6月 2日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 1日（火）	○障害福祉関係施設の整備計画 <u>提出締切（電子データ）</u>
	9月 1日（月）	○所定の各書類 <u>提出締切（電子データ）</u>
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
R 8	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県） ○補助内示（県→事業者）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※内示を受けて事業の着手が可能となります。（内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。） </div>		
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国） ○交付決定（国→県→事業者）
R 9	3月5日（金） まで	○事業完了（ <u>施工業者への支払まで完了</u> ） ○実績報告（事業者→県→国） ○補助金精算払い（県→事業者）

8 留意事項

（1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
 - ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、実行性のある安全上及び避難上の対策を講じることを条件とし、具体的な対策内容の説明を要します。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。
- ・ 外構工事費や備品購入費は補助の対象となりません。（例：駐車場整備費、土地造成費、土地購入費、壁掛けエアコンの整備費等）

(2) 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは・・・補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

9 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：022-211-2544

E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp